

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」の概要

1. 背景・趣旨

平成 25 年 10 月に採択された水銀に関する水俣条約では、水銀廃棄物を環境上適正な方法で管理することが求められており、「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について」（平成 27 年 2 月中央環境審議会答申）で示された水銀廃棄物の環境上適正な処理の在り方を踏まえ、平成 27 年 11 月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 376 号）が公布された。改正令（※ 1）における水銀使用製品産業廃棄物の処理基準等については平成 29 年 10 月 1 日から施行されることから、現在、関連する環境省令等について、昨年実施したパブリックコメントでいただいた御意見を踏まえ、改正手続きを進めているところである。

今般、新用途水銀使用製品の製造等に関する命令（平成 27 年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 2 号）（※ 2）第 2 条に基づく別表に定める既存の用途に利用する水銀使用製品（以下「既存用途水銀使用製品」という。）に、新たに 3 製品を追加する内容のパブリックコメントが開始されたことを受け、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正するものである。

（※ 1） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令をいう。

（※ 2） 水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成 27 年法律第 42 号）第 13 条並びに第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定められている。

2. 改正の概要

（1）水銀使用製品産業廃棄物の対象の追加（規則新設条項関係）

昨年実施したパブリックコメントの改正概要において、改正令第 6 条第 1 項第 1 号口に規定する水銀使用製品産業廃棄物の対象を示していたところ、水銀使用製品産業廃棄物の対象に以下の 3 製品が産業廃棄物となったものを追加する。

- 水銀トリム・ヒール調整装置
- 差圧式流量計
- 傾斜計

また、これら 3 製品を材料又は部品として製造されている水銀使用製品が産業廃棄物となったものについても水銀使用製品産業廃棄物の対象とする。

（2）水銀回収を義務付ける水銀使用製品産業廃棄物の対象（規則新設条項関係）

昨年実施したパブリックコメントの改正概要において、改正令第 6 条第 1 項第 2 号ホ(2)の規定に基づき、処分又は再生を行う場合にあらかじめ水銀を回収するこ

とを義務付ける水銀使用製品産業廃棄物の対象を示していたところ、水銀回収を義務付ける水銀使用製品産業廃棄物の対象に以下の3製品が産業廃棄物となったものを追加する。

- 水銀トリム・ヒール調整装置
- 差圧式流量計
- 傾斜計

3. 施行期日（想定）

平成29年10月1日から施行

(以上)